

東京・北千住・渋谷・多摩

パブリック事務所奮闘記

—よりそい、そだて、共にたたかい、そして挑戦する!—

東京弁護士会の4つの都市型公設事務所（東京パブリック（三田支所）、北千住パブリック、渋谷パブリック、多摩パブリック）は、これまで様々な特色ある活動に取り組んできており、LIBRA2012年2月号に特集記事が組まれております。

ただ、近時、弁護士人口が大幅に増加し、弁護士を取り巻く環境が大きく変化する中で、東京弁護士会が何らかの形で経済的支援をする公設事務所については、以前にも増して異なる様々な意見をお聞きする機会も少なくないように感じております。

そこで、今あらためて、会員のみならず各パブリックの特色ある活動内容をご紹介します、現在におけ

るその存在意義を再確認していただくために、各パブリック法律事務所と公設事務所運営特別委員会に本特集をご執筆いただきました。

（小峯 健介）

CONTENTS

- 弁護士法人東京パブリック法律事務所／三田支所
- 弁護士法人北千住パブリック法律事務所
- 弁護士法人渋谷パブリック法律事務所
- 弁護士法人多摩パブリック法律事務所
- まとめ：東京弁護士会の都市型公設事務所のこれまでとこれから

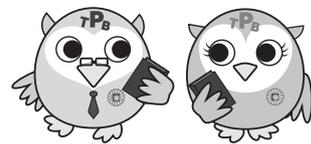
since 2002

弁護士法人 東京パブリック法律事務所

1 東京パブリック法律事務所概要

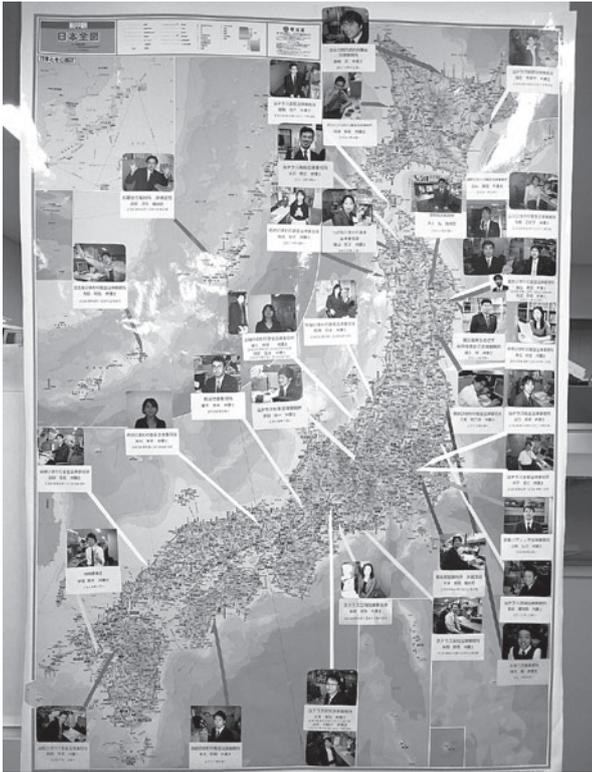
東京パブリック法律事務所は2002年6月に設立され、現在、池袋本所に21名の弁護士が所属しています。

司法へのアクセスについて様々な障害を抱えた市民が気軽に利用できる、開かれた法律事務所を目指して、「市民の法的駆け込み寺」という理念を掲げて活動を開始しましたが、その後の実践の中で、さらなる潜在的なニーズの存在に気付かされる経験を繰り返し、その都度、活動範囲を拡充させてきました。



東京パブリック法律事務所のマスコットキャラクター
パブクロウ(左)とティビちゃん(右)

地域の関係機関との連携やアウトリーチ活動といった、弁護士の側からニーズを抱えている方々に積極的にアプローチしていく活動や外国人部門の設立はその一環であり、全国的に見ても先駆的な活動を展開してきています。



「東パブを巣立っていった弁護士達」

現在、年間1000件程ある池袋本所の受任事件のうち約7割が民事法律扶助制度を利用しており、出張法律相談は年間約60件に上ります。この他にも関係機関が開催するケース会議への出席等も積極的に行っています。外国人の法律相談も行っています。

また、ひまわり公設事務所所長や法テラスのスタッフ弁護士として地方に赴任する若手弁護士の養成や判事補・検察官の弁護士職務経験の受入れも積極的に行い、人材の育成にも寄与してきました。

これまでに多数の弁護士が地方に赴任し、5名の判事補・検察官を受け入れてきていますが、退任後、それぞれの活動領域で、東京パブリック法律事務所での経験を活かした目覚ましい活躍を遂げています。

以下、これらの活動の具体的な内容をご紹介します。

2 事業と暮らしの相談会

吉川 由里 (62期)

(1) 「わたしが抱えている問題は、どの専門家に相談すればいいの?」

悩みを抱えている人にとって、専門家の意見を聞いてみようと思っても、自分の相談内容がどの専門家に相談すべきことなのかがわからない、ということは少なくありません。また、複数の専門家にまたぐ問題については、専門家から専門家へ“たらい回し”になることもあります。そのような市民の方々のニーズに応えるべく、豊島区、板橋区、北区の複数士業が連携して、ワンストップ型の無料相談会を毎年1~2回開催しています。

たとえば、「遺言はどう書けばいいの?」という相談であれば、弁護士、司法書士、税理士、公証人が、「不動産を有効活用したい」という相談であれば、不動産鑑定士、建築士、行政書士がチームで相談対応するなど、とても豪華な相談会です。毎回約50の

相談枠が予約で一杯になり、実際に相談をした方からは、「専門家が4人も一度に相談に乗ってくれてとても感謝している」「各分野の専門家から話を聞いてよかった」など、ご好評をいただいています。

**第23回 豊島区と共催・10士業+公証人合同
事業と暮らしの無料相談会**

～豊島区にお住い、お勤めの方と事業者の方々のために～

日時：平成27年4月11日(土)
午後1時00分～午後4時30分(最終相談開始時間：午後4時00分)
会場：勤労福祉会館・受付5階(池袋駅西口より徒歩7分・池袋駅西口より徒歩10分)
対象：豊島区内在住・在勤者あるいは豊島区内の事業者

事前予約制です ※定員63名です。
 申込費を上回るご家族がなかった場合は、参加費もございませんのでご了承ください。
 予約受付期間：03-5979-2920 (東京パブリック法律事務所)
 予約受付期間：3月30日(月)から4月10日(金)まで
 午後10時00分～午後4時00分(土・日は除く)
 ※ 主催：本相談会、会場提供：勤労福祉会館

お悩みを専門家に相談ください!

不動産の売却で悩んでいます

相続について悩んでいます

事業・相続したい

不動産のことで相談したい

著作権・知的財産権の権利を確立したい

登記・借家関係、相続について悩んでいます

弁護士

司法書士

税理士

中小企業診断士

不動産鑑定士

弁護士

建築士

公証人

年金、労災や障害など事務でのトラブルのことで相談したい

社会保険労務士

行政書士

土地家屋調査士

公証人の職務や外国人の申請について知りたい
交際関係の相談がしたい

結婚と離婚のことで悩んでいます

遺言をつくりたい

相談時間はお一人30分。個々の相談内容に応じた様々な分野の専門家と話を同時に聞くことが出来る相談会です。

事業と暮らしの無料相談会のチラシ

(2) コラボレーションの力

事業と暮らしの相談会は、各区の共催をいただき、10ないし11士業（司法書士、税理士、社会保険労務士、中小企業診断士、行政書士、建築士、不動産鑑定士、土地家屋調査士、公証人、弁理士、マンション管理士、弁護士）で作られています。すでに10年以上続いている取り組みですが、相談を担当する士業の側にとっても、お互いを知り、コラボレーションをするきっかけとなっています。

他士業からのメッセージ ①

事業と暮らしの相談会は、相談に来る区民の方々のみならず、我々士業にとっても、同じ問題について多角的な意見を聞けるという意味で、非常に有意義な機会となっています。多様化する依頼者の要望に応えるためには、士業の連携は必須です。また、このような活動の場を増やしていくことで、広く社会貢献が可能となるでしょう。不動産鑑定士にとっては、弁護士、税理士、司法書士との連携は重要です。

東京パブリック法律事務所には、相談会の陣頭に立って積極的に活動していただいております。たいへん感謝しております。（不動産鑑定士 徳元康浩）

他士業からのメッセージ ②

税理士業務を行っていて常々思うのは、他の士業の方々との連携は欠かせないな！ということです。顧問先のお客様や様々な方からのご相談を受けると、税務だけの問題ではないことが多々あります。「事業と暮らしの相談会」はそんな方々の一助になればということで社会貢献活動として東京パブリック法律事務所を中心に毎年開催されています。このような素晴らしい活動が続けられていることに尊敬と感謝の気持ちで一杯です。

（税理士 近藤光宣）

3 地域の外国人のリーガルアクセスの 拠点を目指して

宮内 博史 (62期)

2012年10月、三田支所が開設され、東京パブリック法律事務所の外国人・国際部門の拠点は同支所に移されました（三田支所設立の経緯については8頁で後述）。しかしながら、当時、東京都北部及び埼玉県等の隣接県から多数の外国人相談が寄せられていたため、池袋にある本所内にも外国人・国際部門を残し、地域内の外国人の需要に応えることになりました。今でも、本所内にある同部門には、月約25件の外国人からの法律相談が寄せられ、各弁護士の取扱い件数の半数以上が外国人事件となっています。その国籍も中国や韓国、フィリピン、タイ、インド、ネパール、イラン、米国、英国、フランス、ブラジル、ペルーなど様々です。当初、弁護士2名でスタートした同部門には現在4名の弁護士が所属しています。弁護士も増員したことから、同部門は、三田支所と緊密な連携をとりながら、外国人全体を取り巻く問題の解決に携わるとともに、近隣の公的機関と連携しての法律相談会開催など、より地域的な課題にも精力的に取り組んでいます。本所内の外国人・国際部門は、今後も、グローバルかつローカルな視点を持って、外国人のリーガルアクセス向上に努めていきます。

公的機関から

（公財）板橋区文化・国際交流財団は、外国籍の方が地域社会で共に安心して暮らしていくことができるように、様々な事業を行っています。これまで、年1回「外国人のためのリレー専門家相談会」を開催してきましたが、東京パブリック

法律事務所との連携により、2015年2月より毎月、弁護士1名による外国人のためのミニ法律相談会を実施しています。相談者数はまだ少ないですが、毎月続けて実施していくことで、少しずつ外国人にも情報が伝わることにより、地域の外国人のトラブル解消に役立っていくと思います。東京パブリック法律事務所のご協力に感謝しつつ、引き続き本事業を進めていきたいと考えています。

(公益財団法人 板橋区文化・国際交流財団)

4 福祉班の活動と地域連携

紅山 綾香 (58期)

福祉班より

福祉班がスタートして2年半、私たちは、法的・福祉的ニーズを抱えた方の緊急窓口でありたいと考えています。弁護士・事務局が毎年周辺地域の関係機関に挨拶回りをし、無料で出前講座や時には商店街で寸劇をし、カンファレンスに呼ばれば弁護士と社会福祉士がペアになって出かけて行きます。なぜそうして地域連携をしているかというと、私たちが事務所で待っているだけでは出会えない方々に会うためです。

玄関先で支援者が皆靴下の上にビニールカバーを履きはじめるお家に行って債務整理をし、「財産なんて無い」とおっしゃる方に、「預金通帳がなくなると困りますよね、ちゃんとお預かりしますよ」とあたかも怪しい訪問販売のごとく後見の説明をし、本人の保険を勝手に解約した親族と対峙し、保護費返還を求める福祉事務所と交渉します。同時に、本人にとって少しでもよい生活が回復できるように、日常生活についても、自治体、社会福祉協議会、

地域包括支援センター、介護事業所、病院、NPOなど、多くの機関と協力します。ある日の訪問のテーマは、空き家の掃除立会い、納骨の日程調整、網戸修理手配だったりします。本人からは日々試されていると感じます。「私のお金でしょ」と赤字なのに某団体へ数十万円寄付したいと言われる被後見人と、どうお話しするのがいいのか、悩みはつきません。

それでも福祉班が和気藹々と活動が続けられているのは、志を同じくする弁護士、社会福祉士、事務局のチーム体制と、周りの関係機関のご協力があるからです。

介護や福祉の現場では、まだ弁護士の敷居は高いらしく、とにかく気軽に福祉班に相談していただける体制を作るために努力してきました。今後、より長期的に安定して本人を支えるため、事務所外の弁護士や他の専門職にリレーする体制作りに向け、より幅広い連携に取り組んでいます。

メンバーより

◎最近心に残った当事者の一言◎

「あなたもここに入院するの？ まぁお若いのに…かわいそうねえ」

…認知症グループホームに訪問した私を見て、ご本人が大泣きしながら (社会福祉士M)

「橋の上からあなたの名前を叫んでるの」

…息子の精神疾患が原因で都外に転居したおばあさんから (弁護士M)

「こんなに新しい本を持ってきて、ほんとにありがとう」

…読書好きな方の家に古本屋で買った文庫本を10冊くらい持って行った時 (社会福祉士S)

「僕は、ばりばりの脂肪肝ですよ」

…知的障がいのある当事者より弁護士 (看護師・保健師資格有り) へ一言

「うちは人に恵まれてきた」

…精神疾患からくる身体症状に苦しみ、訪ねてくる家族も無く、生活保護で施設入所されている方の一言です。私もこう言える人になりたい、と思う一方で、本人の心根の美しさに甘えて、よりよい環境を追求することを怠ってはいけないと思います。経済的に厳しい方の入院・入所施設に訪問し、ここに自分の親を入れたいだろうかと自問自答することが多々あります。どのような境遇にあらうとも、最低限保証されるべき生活状態のレベルが、日本では低すぎると感じています。個別の事例で権利擁護を追求するとともに、私たちが経験した事例の集積により、よりよい生活保障を求める提言もしていきたいと考えています。(弁護士B)

最後に「弁護士や 思いやりすぎ 白梅や」

…トイレから出てきたご本人に、パンツはきましようよーと私が言ったところ、「思いやりもありすぎると迷惑やな」と言われて頂いた一句(弁護士B)

5 弁護士の養成と過疎地への派遣

■東京パブリックでの弁護士養成

長岐 和恵 (67期)

私は、司法過疎地対応の事務所である「ひまわり基金法律事務所」に赴任することを予定していて、現在当事務所にて養成を受けています。

司法過疎地に赴任する弁護士は、約1～2年の養成を受けた後、単独でありとあらゆる事件に対応していかなければなりません。そのため、養成中にどれだけ経験を積めるかが勝負です。

当事務所では、指導担当制があり、私は、主担当

とサブ担当の弁護士から指導を受けています。もちろん、他の在籍弁護士から誘っていただけることもあり、多くの弁護士から指導を受けられます。

入所して約5ヶ月が経過しますが、80件以上の法律相談を受けました。内容もクレサラ、離婚、DV事件、相続事件、後見関係、不動産事件、労働事件、交通事故など多種多様です。弁護士1年目でこれだけの法律相談を受けることができる弁護士は少なく、当事務所では、養成環境として最適な環境が整っているといえます。

司法過疎地で活躍できる弁護士となれるよう、当事務所での残りの養成期間をより一層充実させたものにしていきたいです。

■東京パブリックから赴任して

森 あい (現 熊本県弁護士会所属・64期)

昨年の夏、阿蘇ひまわり基金法律事務所へ赴任しました。もうすぐ1年になります。

当事務所へは、遠い方は、北から外輪山を越え1時間近くかけていらっしゃる。「ここに事務所があつてよかった。そうでなければ、弁護士に相談できなかった」とおっしゃる方は、少なからずいらっしゃいます。

当地では、東京ではなかなか見られない、様々な助け合いがあります。一方で、皆が皆、そういった助け合いの中にいられるわけではありません。当地の賃金は全般に低く、助け合いの輪から漏れてしまい、かつ、家や田畑を持っていないとなると、自立は非常に困難です。借金問題など様々な法的問題を抱えることになりがちです。特にそのような方々の支援のために、「あらゆる市民の駆け込み寺」という東京パブリックのモットーを当地でも実現するべく、行政機

関や福祉機関との連携をさらに進めることを模索しています。

弁護士が一人であることには不安もあります。しかし、東京パブリック関係者に相談ができること、また東弁のネット研修を有料受講できることなどに非常に助けられています。ご支援に対し、改めて感謝致します。

■赴任先での活動

中谷 拓朗 (62期)

「夫が娘を連れて外出したまま戻ってこない！」
「夫」は「娘」の実父ではなく、養子縁組もしていない。事態を把握した者が皆に招集を掛ける。即日、役場、児童養護施設、児童相談所、学校関係者、弁護士らが一堂に集う。対応策を協議する。それぞれ専門分野が違うが、それぞれができることをするのがルールだ。弁護士ができること、それは、告訴のうえ、警察に早急な捜査を促し、「娘」を早急に保護することだ。その日中に告訴状を起案し警察に提出を済ませた。

これは、私が赴任していた高知県のある町での出来事です。この町では、人と人の距離が近く、困っている方の声を拾い上げ、動ける者が動く、そこに迷いなどありませんでした。

私が躊躇無くこの町の「仕組み」に飛び込むことができたのは、赴任前に東京パブリックで経験していたからです。そして、東京パブリック復帰後、都市型公設事務所だからこそ拾い上げやすい「声」があり、その「声」を解決するための「仕組み」が東京パブリックではより一層強化されていると感じています。

6 他職種経験入所

西村 麻里 (61期)

検察官の職務経験として、2014年4月からの2年間、当事務所に勤務しております。

弁護士を経験するなら、人々の生活に大きく関わる一般民事事件を数多く経験したい、と思い、迷わず当事務所を赴任先に選びました。

去年1年間で、かなり多くの民事、刑事事件を経験し、検事するときにはなかなか知り得なかった人間模様や、人々の生活実態を知ることができ、法曹としてのみならず、人として、事件や依頼者から学ぶことが本当に多い1年を過ごすことができました。

当事務所の弁護士は、みな志が高く、このような素敵な方々と一緒に仕事できたことも大きな学びの一つであり、よい刺激となりました。

また、当事務所では、委員会活動を積極的に活動されている弁護士が多く、当事務所のOBの方のお誘いもあり、民事介入暴力対策特別委員会や、犯罪被害者支援委員会にも参加させていただいています。

検事時代、被害者代理人の弁護士や民暴委員会の弁護士の方々と協力した経験があり、検事として代理人に何を望むのか、ということをお話ししたり、逆に代理人の立場から検事に望むことを聞く機会を頂いたりすることもあり、このような経験は、検事に戻ったときに職務に生かすことができるのではないかと強く思います。

このように幅広く、自由な活動ができるのが当事務所の魅力であり、残り1年を切りましたが、1日1日を大切に、日々過ごしていきたいと思っています。

7 東京パブリック法律事務所に 今求められていること

釜井 英法 (所長・40期)

私たちは、13年間の「市民の法的駆け込み寺」の活動の中で、法律相談センターの運営受託と法テラス池袋との連携を通じて、池袋という都内城北地域に年間約8000件の相談を受け付ける市民の司法アクセスのための窓口づくりに寄与してきました。また、地域の行政、関係諸機関、専門家、弁護士らとの連携のもと、生活困窮者や高齢者、外国人等これまで司法にたどり着けなかった方々に寄り添い、悪質業者等彼らの前にある様々な障害を取り除きながら、適切な法的サービスを提供していく活動を展開してきました。そして、そのような活動の中で、社会の中に潜在的な法的ニーズがあることに気づかされ、外国人・国際部門 (FISS) や福祉班、労働班等のグループ化や関係諸機関との連携強化、アウト

リーチの手法の活用などによって活動範囲を広げてきました。

このような私たちの活動は、弁護士供給過剰状況下において弁護士が市民のために、しぶとく「生き残る」道を探求する活動という側面を持っていると思います。今、弁護士の手が届いていない課題に、新たな方法論とスケールで取り組み、質を伴った活動を先駆的に実践していく。そのことで、様々な弁護士がそのような課題に取り組むことのできるモデルを提供する。これが今、都市型公設事務所である東京パブリック法律事務所に求められていることだと考えています。

連携している弁護士のみなさんや弁護士会からご助言、ご支援をいただきながら、日々の地道な実践活動の中で、所員全員で、知恵を絞り、「今、弁護士の手が届いていない課題」の発見、その課題への取組・対策モデルの形成・提供に向けて、前に進んで行きたいと思います。

since 2012

弁護士法人 東京パブリック法律事務所 三田支所

芝池 俊輝 (55期)

2010年11月、東京パブリック法律事務所 (池袋) の中に、外国人の相談を専門的に受ける部門が設けられました。複数言語での受付・相談体制を整えた同部門には、2年間で600件を超える相談が寄せられ、また来所される外国人の国籍も40か国以上に及びま

した。そのような部門の活動によって外国人の法的ニーズの大きさが明らかとなり、より一層の支援体制の強化・拡充が求められたことから、2012年10月、東京入国管理局に近く、また外国人が多く居住する港区・大田区等からのアクセスもよい港区三田に外国人事件を専門に扱う東京パブリック法律事務所三田支所が開設されました。

現在、三田支所には8人の弁護士が所属しており(うち1人は留学中)、日々、外国人や外国人を相手方とする方からの法律相談の対応に当たっています。相談の予約件数は、2012年10月から2015年3月までの2年半で約2100件にのぼり、寄せられた相談の内容は、涉外家事(国際離婚、認知・養育費請求、子の奪取に関するハーグ条約等)、在留特別許可申請、難民認定申請、国籍取得、労働(解雇、未払賃金、パワハラ、労災)、刑事事件等、多岐にわたります。日本に住む外国人だけでなく、外国に居住して日本で法的手続きを必要としている方や、逆に、日本に住む日本人で、外国で法的手続きを必要としている方からの相談も多く、海外の弁護士と共同で事件に取り組むことも少なくありません。相談のルートとしては、自治体、NGO、領事館・大使館、外国人事件を扱わない弁護士や海外の弁護士からの紹介が多いことが特徴的です。

三田支所の事務局は、英語・スペイン語・中国語・ミャンマー語による相談受付が可能で、弁護士も、英語の相談については通訳を介さずに対応しています。また、その他の言語についても、あらゆる言語の通訳を手配することが可能な体制を整えています。

三田支所では、このような個別事件の対応に加えて、外国人事件に関するノウハウや知識、技術の蓄積・継承の拠点としての役割も果たしています。東京三会在共同で運営する外国人法律相談(新宿総合法律相談センター及び蒲田法律相談センター)の外国語での相談受付を三田支所の事務局が担っているほか、弁護士の会員数が1600名を超える外国人ローヤリングネットワーク(LNF)の事務局が三田支所に置かれており、メンバーリストの管理・運営のほか、会員に対し、定期的な勉強会の開催や外国語法

令・判例等の情報提供を行っています。

また、将来、国際的なフィールドで活躍する人材を養成するため、国内のみならず世界各国の大学やロースクールから、常時、インターンを受け入れているほか、外国人が多く居住する地域への赴任を希望する法テラスのスタッフ弁護士の養成にも力を注いでいます。

さらに、三田支所に所属する弁護士は、大学、自治体、NPO、領事館・大使館、国際法曹団体が主催する国際会議等の場において、外国人の法律問題や国際人権法に関する様々なテーマで講演を行い、積極的に情報を発信するとともに、ネットワークの構築に努めています。最近では、東京弁護士会との共催で、在日外国大使館・領事館職員の方々を対象に、「在日外国大使館・領事館向けセミナー」を開催し、28か国の大使館・領事館から参加いただいたほか、フィリピン大使館が主催した在日フィリピン人向け離婚セミナー及び法律相談会に、三田支所の複数の弁護士が講師・相談担当として参加し、約40名の参加者の疑問に答えるとともに、フィリピンから来日した弁護士とも意見交換を行いました。

日本全国の外国人の人口は210万人を超え、東京都内だけでもその数は42万にのぼります。弁護士の人口が増加し、外国人事件に積極的に取り組む弁護士の数も飛躍的に増えましたが、外国人が、言葉の壁や法律・価値観の違い、さらには経済的な事情から、法的な援助を求めることができていないという状況はまだまだ改善されていません。三田支所としては、今後も、困難な問題を抱えつつも助言・支援を受けることができない外国人に寄り添うとともに、都市型公設事務所であるという特徴を活かし、彼ら・彼女らの司法アクセスをより一層向上させる取り組みを行っていきたいと考えています。

弁護士法人 北千住パブリック法律事務所

東京・北千住・渋谷・多摩
パブリック法律事務所奮闘記

1 はじめに

北千住パブリック法律事務所は、2004年、刑事対応型公設事務所として設立されました。近年は20名から25名の弁護士が在籍し、毎年2名から4名の新人を採用し、数年の養成期間後、有望な刑事弁護人として、あるいは、全国各地のひまわり基金法律事務所、法テラス等へと送り出しています。また東京東部の地域密着型法律事務所として、足立区を中心に地域連携を進め、市民の方々を始め、行政や公的機関からも信頼を頂いています。今年3月からは、日本司法支援センター（法テラス）の指定相談所でもある北千住法律相談センターの運営を受託し、今後ますます地域住民の司法アクセスに貢献できる体制となりました。

この10年、司法を取り巻く状況は大きく変化しました。2006年には法テラスが設立され、司法試験合格者数が1500人を超えました。2007年には裁判員裁判制度が始まり、刑事事件を積極的に担う弁護士や法律事務所が増えてきました。さらに格差社会の深刻化、高齢化社会にあって、司法的救済を必要とする人も確実に増えています。

このような中、刑事対応型かつ東部地域密着型公

設事務所として、設立の理念を改めて確認し、当事務所の現況を紹介し、今後の課題を探りたいと思います。

2 刑事対応型公設事務所として

—専門性の深化と領域を超えた協働

(1) 刑事弁護を取り巻く近年の変化

— 10周年記念シンポジウム報告から

小川 弘義 (65期)

2014年11月、当事務所設立10周年記念事業として、これまでの10年を振り返り、これからの10年を展望するシンポジウムを、公設事務所・各委員会・理事者等の弁護士を始め、研究者や司法修習生、法科大学院生等、200名近い多数の参加者を得て開催しました。

シンポジウムではまず、前田裕司弁護士（当事務所初代所長・現宮崎県弁護士会所属）から「刑事司法改革の今後」のテーマで基調講演がありました。法制審議会の議論を踏まえ、被疑者国選の拡大や取調べの可視化等の制度改革は、弁護士が現場で闘う



10周年記念シンポジウム 基調講演



10周年記念シンポジウム パネルディスカッション

ことにより勝ち取ってきたものであり、これからも実践に裏付けられた粘り強い運動により刑事司法改革が進められるべきであると、今後の指針が示されました。

後半は、「刑事分野のクロスオーバーを目指して」と題し、パネルディスカッションを行いました。刑事、少年、拘禁、障がい等と各委員会をクロスオーバーし、委員会が抱える課題を超えて共通の問題点について、それぞれの立場から活発な議論をしていただきました。葛野尋之教授（一橋大学大学院法学研究科）からは、近時、より専門性を求められてきていること、田鎖麻衣子弁護士（第二東京弁護士会所属）からは、拘禁法制度の改革と死刑事件における専門性の必要性、川村百合会員からは、少年法制の厳罰化の中での弁護士の責務、浦崎寛泰会員からは、触法障がい者に対する司法と福祉の連携がそれぞれ提起されました。そして、共通の課題として、弁護士には、「社会資源のアクセス」「高度の専門性」「説明責任」が求められていること、そのためには個人の研鑽に頼るのではなく弁護士会のバックアップが必要であることが、熱心に討議されました。最後に、葛野教授から、この弁護の質的变化とも言うべき刑事弁護の専門性の深化と刑事弁護内外での領域横断的連携・協働を担うべき事務所として、当事務所への期待が語られ、所員一同気を引き締める思いでした。

(2) 刑事弁護の取組みの実践

高橋 俊彦（副所長・52期）

当事務所の所員が裁判員裁判等、要件を満たす名簿に登録して、数多くの刑事事件を担当している中で、主な取組みを紹介します。

ア 身体拘束の事件

接見を重ねるといった基本的取組みを大切にして、

被疑者・被告人との信頼関係を築き、本人を支えています。また、可能な限り早期の身体拘束からの解放に向けて弁護活動をしており、積極的な準抗告等により身体拘束からの解放を数多く勝ち得ています。

イ 裁判員裁判（対象）事件

公判前整理手続の期間は長く、審理期間中は当該裁判への集中を求められますが、裁判員にわかりやすい、充実した弁護活動を実践するため、冒頭陳述や弁論を所内で練習し、お互いに率直な意見交換をして、改善・向上に努めています。

ウ 滞留・特別案件等

弁護人が解任された事案等、対応が困難な事件や複雑な上訴審事件についても、積極的に受任しています。最近では、既に選任された国選弁護人が解任には至らないまでも、被疑者・被告人との信頼関係が築けないこと等を理由として、2人目の国選弁護人に選任される事例も増えています。

エ 死刑事件

死刑は取り返しのつかない刑罰であり、一審はもとより、上訴審においても、弁護人の能力不足で救われるべき被告人を救えなかったなどという結果は断じて許されません。死刑事件では、弁護の専門性を特に高める必要があります。当事務所では、多くの所員が日本弁護士連合会の主催する研修等に積極的に参加しています。多くの死刑事件に関わる中で、控訴審で一審死刑判決を覆したこともあります。

オ 障がい者刑事弁護

近年の新しい分野として、知的障がいや発達障がい等のある被疑者・被告人への弁護実践があります。当事務所では、接見や取調べ、事案の把握等において、障がい特性を理解し、司法が福祉と

連携することが不可欠であるという観点から、積極的に触法障がい事件に関わっており、確実に件数が増えています。

(3) 当事務所における研修・ゼミ等

永里 桂太郎 (66期)

上記の各種実践を支えるため、所内で研修を実施して、所員の刑事弁護のスキルの向上等に努めると共に、当事務所の実践を通じて蓄積された刑事弁護技術を対外的に発信しています。

ア 開所当時から実施している「刑事实務検討会」では、毎回異なるテーマを設け、当事務所で実際に扱った事件を素材に参加者と議論を行っています。開催日時は事務所ホームページで公表しており、毎回、多くの司法修習生や法科大学院生が参加しています。

イ 刑事弁護の尋問技術等の実践的課題や学術的課題を検討する「発展ゼミ」では、刑事訴訟法の研究者や外部の弁護士等を招き、今後のさらなる刑事弁護技術の集積の場を設けています。



刑事实務検討会 (2015年6月12日)

ウ さらに、当事務所では、所外の若手弁護士の支援も積極的に行っており、担当事件について気軽に相談できるよう、「北千住パブリック法律事務所刑事弁護ゼミ」を開催している他、随時、電話等で相談に応じています。

エ 所内外の弁護士の刑事弁護事件の交流の場となっている「刑事弁護フォーラム」では、その設立当時より当事務所所員が事務局を担い、メーリングリストの運営や月1回の勉強会「若手ゼミ」の実施等、刑事弁護を志す弁護士に貴重な交流・研鑽の場を提供して参りました。

(4) 委員会活動を通じての制度改革への提言

本間 博子 (62期)

所員はもとより、当事務所の出身弁護士等は、東京弁護士会のみならず、日本弁護士連合会の各種委員会等にも参加して、積極的に委員会等の活動を担っています。その一部を挙げれば、刑事弁護委員会、裁判員制度センター、人権擁護委員会、高齢者・障害者委員会であり、取調べの可視化実現本部、刑事法制委員会、障害者等刑事問題検討協議会、刑事拘禁制度改革実現本部、死刑廃止検討委員会、全国冤罪事件弁護団連絡協議会、子どもの人権と少年法に関する特別委員会、全面的国選付添人制度実現本部、障害者差別禁止法に関する特別部会等です。

上記各委員会等では、刑事弁護等の実践に基づいた先駆的な議論と、その議論を踏まえた実践とが求められており、これからの刑事法制改革への提言の一端を常に担い続けていると言っても過言ではありません。

3 地域密着型公設事務所

—法的駆け込み寺として

(1) 高齢者・障がい者の方々への法的サービス

大庭 秀俊 (61期)

当事務所は、東京東部の市民に法的サービスを積極的に提供し、地域密着の法律事務所として活動してきました。特に2～3年前頃から、高齢者・障がい者の方々への法的サービスの提供が増加してきています。

東京東部は、東京23区の中でも高齢化率が高く、所得水準は低い傾向にあります。そのような地区の高齢者や障がい者の方々は、他地域の方々よりも、法律問題を含む生活上の困難に直面しやすく、都内であっても法律相談にたどり着くことが容易ではありません。これらの方々に、まず支援の手をさしのべるのは、区役所の職員や福祉関係者の方々、例えば、福祉事務所や権利擁護センターのケースワーカー、地域包括支援センターの職員などですが、数年前まで、福祉関係者の方々の紹介等による法律相談の需要の受付先は乏しかったようです。

そこで、当事務所は、地域密着の法律事務所「法的駆け込み寺」としての役割を果たすべく、2～3年前から、積極的に出張法律相談をしたり、福祉関係者の方々が開催する各種会議に参加する等して、福祉関係者の方々と積極的に関わってきました。そのため、現在は、福祉関係者の方々から週に2～3件ほどの相談等が寄せられるようになりました。経済的に困難な事情はあるものの緊急性の高い事案等、受任に結びつく相談も少なくありません。

また、昨年頃から、当事務所が家庭裁判所から成年後見人等あるいは成年後見等の監督人への選任も増加しています。やはり経済的に余裕のない事件や対応が

困難な事件が多いものの、高齢者・障がい者の法的ニーズに対応するサービスの提供を継続的に行っています。

(2) 多士業相談会の実施

—ワンストップ型相談体制を目指して

鈴木 加奈子 (59期)

当事務所では、毎年1回、関連する8つの士業の方々と合同で多士業無料相談会を開催しており、今年で6回目です。相談会は、社会保険労務士、司法書士、不動産鑑定士、行政書士、税理士、建築士、土地家屋調査士、弁護士が参加して、足立区の共催または後援の下、保健師の参加等も得て、多くの区民にワンストップで相談できる場を提供しています。

1回の相談で色々な専門家のアドバイスを受けられるという利点は、相談を利用された方のアンケートにも、「色々な専門家のアドバイスが受けられてよかった」などという感想が寄せられる等、市民の方々に徐々に浸透してきています。

さらに、地域の多士業の連携の場としての役割も担っています。市民の皆様には充実した法的サービスを提供するためには、地域の関連士業間の連携が不可欠です。そこで、当事務所の弁護士がコーディネーター役を務め、相談会の開催までに複数回の準備会等を開催して、足立法曹会所属の弁護士と地域の多士業との交流と連携を図っています。関連士業の方々との交流を通じて、税務や登記、不動産鑑定、年金など弁護士業務上、不可欠の関連分野の知識を深められる場ともなっています。

今後の課題としては、地域の事業者への広報、開催頻度を上げる等があり、地域市民の方々へ充実した法的サービスを提供するため、積極的に取り組んでいきたいと考えています。

4 法曹養成事務所として

石田 純 (61期)

(1) 法科大学院生、修習生の受入れ

当事務所は、設立当初から法科大学院のリーガルクリニックやエクスターンシップの受入れを積極的に行ってきました。刑事分野でのエクスターンシップの受入れをする事務所は少ないため、法科大学院生にとっても貴重な学びの場になっています。

また、通常の弁護修習の修習生はもちろん、弁護修習先で刑事弁護の経験ができない修習生等を受け入れて、刑事弁護の担い手の拡充に寄与しています。

(2) 過疎地派遣

当事務所は、他の多くの公設事務所と同様に過疎地派遣・過疎地帰任者の受入れにも積極的に取り組んでいます。これまで、ひまわり基金法律事務所及び法テラスには、17名が赴任し、帰任者9名を受け入れています。

過疎地に赴任する弁護士は、その地域の民事事件等だけでなく、刑事事件の多くを担うことになります。特に、国選事件では、被疑者・被告人は弁護士を選べないため、当事務所で刑事弁護の研鑽を積んだ弁護士を過疎地に派遣することは非常に有意義です。当事務所は今後も、民事事件等だけでなく、刑事事件にもしっかりと対応できる弁護士を全国各地に赴任させていきたいと考えています。

(3) 任官・任期付き公務員等の受入れ

最近、当事務所で養成した弁護士の進路がより多様になってきています。例えば、本年4月には、裁判官と任期付き公務員に各1名ずつ就任しました。

また、当事務所から海外の大学院へ留学して、現在、国際機関への就職を目指している弁護士もいます。

一方、昨年4月からは弁護士職務経験従事者の受入れとして、裁判官経験者が当事務所にて執務しており、刑事裁判官としての経験を生かして活躍しています。今後、裁判官の現場に戻った折には必ずや当事務所での経験が役に立つと思います。

5 これからの課題

大谷 恭子 (所長・30期)

当事務所の公設事務所としてのニーズは、刑事分野においても、地域密着型としても年々高くなっており、所員は意欲的に取り組み、日々それらのニーズに応え、さらなる研鑽に励んでいます。刑事分野においては何より弁護技術のスキルを上げ、どんな困難な事件や依頼者にも対応することのできる人間力ともいべき力を高めなければなりません。地域密着については近隣区である荒川区、葛飾区とも協働を進め、福祉等の連携もますます進めたいと思っています。これらは地道な作業であり、多くの事件の積み上げなくしては実現しません。

悩みは、上記の各種ニーズに応えるため、またやりがいのある業務のため、所員が多くの事件や業務を引き受け、体力の限界にまで挑戦していることです。息長くこれらのニーズを担い続けるためには、事務所の体制としても持続可能な形を早急に作らなければなりません。所員が公私とも生きがいを持って職務に専念できるようにすること、これは、刑事対応型かつ東部地域密着型の公設事務所としての役割を全うするために不可欠なことであり、そのための体制整備が問われているのだと思います。

弁護士法人 渋谷パブリック法律事務所

卯木 叙子 (65期)

1 渋谷パブリック法律事務所の誕生

2004年7月、渋谷パブリック法律事務所（以下「渋谷パブリック」）は、東京弁護士会の第3番目の公設事務所として誕生しました。

事務所は、國學院大學内に併設されており、渋谷・恵比寿・広尾に程近く、閑静な住宅街の中にあります。事務所の向かいには境内約4,000坪の渋谷最古の神社である氷川神社があり、所員は、自然に囲まれた緑豊かな環境で執務をしています。

現在、所長1名（57期）、勤務弁護士6名（33期1名、58期2名、60期1名、62期1名、65期1名）の計7名の弁護士と事務局4名が勤務しています。

2 渋谷パブリック設立の趣旨

渋谷パブリックには、主に3つの機能があります*1。

一つめは、一般的な法律事務所としての機能で、民事・刑事を問わず様々な分野の事件に対応しています。

二つめは、東京弁護士会の法律相談センターとしての機能で、市民の方の様々な法的ニーズに応じています。

三つめは法科大学院での臨床法学教育の実践の場としての機能で、これが渋谷パブリック最大の特徴になります。司法制度改革の柱の一つとして、法科



外観

大学院教育において理論と実務を架橋する教育実践の場が求められてきました。この教育実践として臨床法学教育が注目され、この臨床法学教育の担い手として生まれたのが、渋谷パブリックです。

3 臨床法学教育の目的

臨床法学教育の目的は、学生に法律実務技能を教え、法律専門家としての倫理観・価値観を習得してもらうことにあります*2。

司法試験合格者は司法研修所での修習を受けることとなりますが、大教室での講義、課題の起案、裁判傍聴、相談への同席がメインで、傍聴者として、受動的に事件に関わることが殆どです。

また、現在、司法試験の合格者が1,800～2,000人程度で推移し、特に弁護士の数が増大している状況では、司法修習中は勿論のこと、弁護士になっても、先輩弁護士から実務を学ぶ機会が十分に与えられていないのが実情です。

これに対して、法科大学院における臨床法学教育

*1：渋谷パブリック法律事務所「事務所設置の趣旨」<http://www.sbpb-law.jp/office/index.html>

*2：日本弁護士連合会司法改革調査室・日本弁護士連合会法曹養成対策室（2005）『ロースクール臨床教育の100年史』株式会社現代人文社 126頁

では、①学生が実際に起こった事件の解決に当たるリーガルクリニック、②模擬裁判、ロールプレイングなどのシミュレーション、③法律事務所へのエクスターンシップなど様々な手法を用いて、実務技能、法理論、専門職としての倫理観・価値観をトータルに教育することができます。

特に、リーガルクリニック（前記①）では、生きた事件の解決に取り組んでもらうことになります。学生は、教員のサポーターではなく、依頼者の代理人として、主体的に事件解決に当たることが求められています。ときに困難な法的問題に直面しますが、依頼者の利益のため、粘り強く問題解決に取り組んでいく過程で、法理論の価値を理解し、法律実務技能や倫理観を醸成することができます。

授業も少人数制ですので（渋谷パブリックのリーガルクリニックは、教員1名に対して学生2～3名程度で実施）、教員によるきめ細やかな指導が可能です。理論も実務も理解している法曹を育成するために、リーガルクリニックが果たすべき役割は大きいといえます。

4 リーガルクリニックの効用

リーガルクリニックでは、学生と実務家教員とが協働して事件の解決に当たることにより、依頼人にとって質の高いサービスを提供することが可能になります。依頼者の方から学生の関与を望まれることもあり、実際ご満足いただけています。

また、学生たちが現実社会での法的問題に直面することで、将来、社会で生じている法的課題解決のために力を注ぐ法曹が育っていくことも期待できます。



國學院大學内の法廷教室の様相

更に、実務家教員も、学生と共に事件に関わることで法理論に対する理解を深めることになり、その深めた理論を実務に活かすことができます。

このようにリーガルクリニックは、学生、法律家、依頼者、ひいては社会にとって有用かつ重要な意義を有しています。

5 臨床法学教育を支えるために

臨床法学教育を実りあるものにするためには、熱意があって教育指導能力がある臨床教員の存在が不可欠です。

渋谷パブリック所属弁護士は、臨床法学教育に強い関心を持ち、学生の指導に熱心に取り組んできました。法科大学院でのリーガルクリニック、模擬裁判、学習指導を始め、法学部・法科大学院の学生のインターンや修習生の受け入れも随時行ってきました。臨床法学教育学会に所属する弁護士も多数おり、今年4月から、四宮啓弁護士が臨床法学教育学会の理事長を務めています。また、所属弁護士は、それぞれ、私立大学法科大学院・法学部の教授、講師等を務め、法学教育に携わってきました。

6 法科大学院との提携、 リーガルクリニックの実施

これまで渋谷パブリックは複数の法科大学院との提携を図り、臨床法学教育の実践の場としての役割を担ってきました。設立当初より、國學院、明治学院、獨協、東海の4校の法科大学院のリーガルクリニックを受け持ってきました。この4校でのリーガルクリニック受講者数は、2006年から2013年までの7年間で248名にも上ります。

また、近時は、新たに他の都内の私立法科大学院数校と提携し、リーガルクリニックを受け持っています。

渋谷パブリックが実施するリーガルクリニックは、法科大学院生が、渋谷パブリック所属の弁護士とともに実際の事件の解決に当たり、依頼者との面談、事件解決の方針の検討、法的文書の作成、教員・学生との議論などを通じて、机上の勉強で学んだ法理論を検証しながら学習してもらうというものです。単なる体験学習に止まるものではなく、実際の事件に取り組む中で、法曹としての知識や技能、職業倫理などを習得することを目的としています。

リーガルクリニックでは、各回の授業に加えて、



最終報告会の様子

定期的に中間報告会・最終報告会といった形で事例検討会を実施してきました。学生による事件の経過説明、解決策の検討の発表の後には質疑応答の時間が設けられます。報告会には、各校の受講生のほかに、当会会員の方々を始め、弁護士の方々、各校の教員も大勢出席されますので、この場合こういう法的構成は考えられなかったのか、何故この対応は検討しなかったのかといった厳しい質問も飛び交います。学生が質問の答えに窮する場面もありますが、この質疑応答の時間を通じて、学生はこれまでの取り組みをより精緻に検証してもらうことができます。

受講後のアンケートでは、事件に主体的に関わって解決策を考えていくことで、法曹として備えるべき素養が訓練された実感があるといった感想や、ぜひこれからもリーガルクリニックを続けてほしいと次回開催を望む声も多く聞かれ、例年好評です。

7 地域の方が足を運び易い事務所に

渋谷パブリックは、臨床法学教育の実践の場としてだけでなく、近隣の方が困ったときにいつでも相談できる法律事務所として、地域に根ざした活動を行ってきました。設立以来、東京弁護士会の法律相談センターとして、市民の方々の多様な法的ニーズに応えてきました。

また、近時の新たな取り組みとして、より渋谷パブリックを身近に感じていただくために、2013年2月より、所属弁護士が講師となって、市民の方々を対象にした無料法律講演会を開催してきました。講演会のテーマは、遺産分割・遺言などの相続、借地借家トラブルなどです。ご参加いただいた方のアンケート結果を踏まえて、関心を持たれているテーマを扱って



市民向け法律講演会

います。講演会の後には、無料法律相談会を実施し、地域の方々の法律相談にも応じています。これまでに合計4回実施致しましたが、次回開催を希望される声も多く聞かれ、今後も継続して実施する予定です。

8 渋谷パブリック10周年を記念して

渋谷パブリックは、2014年11月22日、事務所設立10周年を記念して、『渋谷パブリック法律事務所10周年記念シンポジウム』を開催しました*3。

当日のシンポジウムでは、弁護士や企業の法務部など様々な分野で活躍する、渋谷パブリックのリーガルクリニックを受講した実務家の方々に登壇していただき、座談会を行いました。本年度より、國學院大學法科大学院は募集を停止致しましたが、渋谷パブリックでリーガルクリニックを履修した修了生からは、リーガルクリニックという教育方法の意義を経験に基づき話していただきました。また、同日、國學院大學法科大学院のリーガルクリニック（刑事）の

授業の一環として公開模擬裁判も実施され、地域の方々に裁判員役としてご参加いただきました。当日は非常に多くの方々にご来場いただき、当会会員の方々を始め、弁護士の方々、市民の方々など皆様から暖かいご支援をいただきました。

9 これからの渋谷パブリック

渋谷パブリックは、臨床法学教育を実践する数少ない法律事務所として、臨床法学教育の重要性についての理解を広めていきたいと思っています。法科大学院との連携を図りながら、絶えず教育内容の見直し、改善を行い、後進の指導に当たって参ります。また、住民の方々が困ったときの駆け込み寺として、地域にも根ざした活動に積極的に従事して参ります。

所員一同、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。



10周年記念シンポジウムでの公開模擬裁判

*3：國學院大學法科大学院『平成26年公開「模擬裁判員裁判」開催報告』http://www.kokugakuin.ac.jp/lawschool/houka02_00312_H26_12.html

1 はじめに

多摩パブリック法律事務所（「多摩パブ」）は、東京4番目の都市型公設事務所として2008年3月に開設されました。多摩パブは初の多摩地域の公設事務所として、今までの都市型公設とやや異なる役割も担っています。そこで本稿ではそのような役割も含め、多摩パブの姿をその役割における「3本の柱」から紹介したいと思います。

2 多摩地域の刑事弁護

多摩パブの一つ目の柱は、刑事弁護です。多摩地域は支部ではありますが、裁判員裁判を行う支部として、全国の本庁を含めても有数の刑事事件数を持つ地域です。また、しばしば社会の耳目を引く事件が発生する地域でもあります。

(1) まずは「量」：第1段階（業務開始後数年間）

多摩パブ開設時の第1の使命は、2009年5月からの裁判員裁判の開始や被疑者国選の拡大に向けて、多摩支部の公的弁護の1番の担い手となることでした。そのため業務開始からの数年間、多摩パブの弁護士は多数の刑事事件を担当しました。その事件の中には、いわゆる重大事件や、被疑者・被告人との信頼関係構築が困難なために弁護人が解任された事件などもあります。

なおこのような担い手となる前提として、多摩パブの弁護士は十分な刑事弁護技術を習得しておく必要があります。また習得した技術を地域の他の弁護士と共有していくことも、公設事務所の使命の一つといえます。そこで多摩パブを地域の刑事弁護のイン



事務所で作成したポスター

フォメーションセンターとして位置づけるため、主に一橋大学の刑事法研究者にもご協力いただきながら、刑事弁護技術の習得・研究、理論と実務の架橋のための「多摩刑事研究会」を2008年7月に設立し、定期的に研究会を行ってきました。

(2) 「運営」と「質の確保」へ：第2段階（ここ数年）

2011年ころからは、若手会員も増加し、意欲ある公的刑事弁護の担い手が増え、多摩パブも刑事弁護の「量」という使命からは一旦解放されたように思います。そこでここ数年は、多摩支部刑事弁護委員会など弁護士会における刑事弁護制度運営の下支え活動や研修講師担当等、刑事弁護の質を担保する活

動に力を注いできました。もちろん質の確保の点では、前述の多摩刑事研究会の存在も大きな役割を果たしています。また刑事弁護の担い手という部分のうち、裁判員裁判（特に複数選任の2人目）や困難事件を担当するという側面は継続しています。

(3) さらなる「量」と「質」, 「運営」へ: 第3段階(今後)

最近では刑事弁護に意欲的な若手弁護士も増加し、運営面にも深く関わる会員も増えました。その結果刑弁委員会も活性化し、多摩パブの弁護士が「ほぼ全員が」運営面にも「深く」関わらなければならないという事態からは脱しました。しかし、刑事弁護における多摩パブの存在意義はまだ失われていません。

現在多摩支部では会員資格の限定など本会化に向けた取り組みがなされているところですが、仮に本会化となれば、多摩支部の公的刑事弁護も多摩地域に所在する事務所の会員のみで対応しなければなりません(多摩支部の公的刑事弁護の名簿登載者のうち、約3分の2は23区内の事務所に所属する会員です)。加えて今後、被疑者国選弁護については、対象がさらに拡大することが予想されます。多摩パブの業務開始当初の「量」の担い手という使命も、いずれまたやってくると思われれます。

また近時の刑事弁護の分野では、犯罪を繰り返してしまう障がい者や高齢者の支援という福祉的な側面も重要となってきました。そのため、2013年に、多摩地域でも、弁護士と保護観察所の呼びかけで「多摩地域の支援力向上モデル活動研究会」を立ち上げ、司法と福祉の連携を深めるための各種勉強会等を行っています。多摩パブは、その事務局機能を担っています。また、本年度は、弁護士会多摩支部刑事弁護委員会の中に「触法」障がい者プロジェクトチームを設置し、上記研究会に参加する弁護士を中心

に、弁護士会としても「触法」障がい者の支援に乗り出しました。

さらに裁判員制度も6年を経過し、裁判所からは弁護人の質の向上を求められています。このように「運営」に関しても、多摩パブの存在意義は決して薄れていないのです。

今後も、変化する社会的要求や制度に対応しつつ、多摩地域の公的弁護の担い手という使命を果たしたいと思います。

3 多摩地域のリーガルアクセス拡充

多摩パブの二本目の柱は、多摩地域のリーガルアクセスの改善、拡充です。

多摩30市町村の中には、電車の通っていない自治体もあります。その意味での弁護士過疎・偏在もあり、多摩地域全体としてみればそれなりの数の弁護士がいるとしても、必要性にマッチした適切な弁護士へのアクセスはいまだ困難です。また現場に密着した視点から見ていると、そもそも弁護士についての知識・信頼もまだまだ十分ではありません。つまり、この多摩地域で弁護士や弁護士会に対する認知度・信頼度を上げ、アクセス改善のための取り組みが必要な状況で、多摩パブはその一翼を担っています。

(1) これまでの取り組み

これまでの取り組みとしてまずあげられるのが、当事務所の名物「地域回り」です。これは年に1度、弁護士と事務局が共に各自治体の市役所の相談課や高齢福祉課、地域包括支援センター、社会福祉協議会、消費生活センターなどへ挨拶回りをするものです。なぜこのような活動を行うのでしょうか。

先に述べたように弁護士が必要であるのに弁護士に自力でたどり着けない方、またそもそも弁護士に相談しようという着想にまで至らない方がまだまだ多い中、そういった方につながるためには、市民それぞれに直接つながる試みだけでなく、多数の市民と直接接し信頼を得て、ニーズも把握している現場に弁護士のことを知ってもらうことも効果的です。そこでまずは現場と弁護士とをつなげるために、この地域回りを行っているのです。

地域回りも7回目を迎え、様々な形で顔が見える関係も構築されてきました。たとえば高齢者虐待に取り組む現場からは虐待対応についての相談が日々飛び込み、法人後見などの手段によりそのようなギリギリの案件に対応することも増えています。消費者センターからは、相談員の方々の悩みをお聞きし、センターの業務上多数存在する、コスト的にみて弁護士に相談・依頼はできないが悪質な事案についてのサポートを行ったりしています。このような活動は、間接的に弁護士の敷居を低くすることにつながっていますし、また、こうした関係から弁護士が学ぶことも多くあります。

(2) 今後の取り組み

公設事務所はその性質上、一般の事務所とは異なった取り組みをしやすい環境にあります。弁護士会が担うべきと考えられる活動について、公設事務所がまず小規模な単位で先行的に実践を試みて、その成果を弁護士会に還元することは、公設事務所の大きな役割のひとつです。

多摩パブは、これまでも高齢者・障がい者虐待案件についての「法人後見」受任など様々な取り組みを行ってきましたが、最近はじめた新しい試みの一つは、「団地相談会」です。多摩地域には多くの団地

があり、その中には交通アクセスのよくないところも少なくありません。そういった団地の住民にとっては、立川などの主要アクセスポイントに行くこと自体ハードルが高く、ましてや弁護士となると、一層足が遠のいてしまいます。また、団地住民の高齢化も深刻な問題となっています。そこで、弁護士が団地に出かけて行って、団地内の集会所で相談を受けようという試みを始めました。このような取り組みには他の団地でも興味を持っていてくれるところは多く、これから少しずつ広げていきたい活動です。そしてもちろんこの取り組みについても、軌道に乗り採算性が見通せるようになれば、弁護士会の事業として持ち込んだり、先輩弁護士と同席することで若手弁護士のOJTの機会に活用したりできるのではないかと考えています。

このような当事務所の新たな取り組みから弁護士は身近な存在だ、このように活用できるのだと知っていただき、またこれまで届かなかつた方々のニーズに応え、いずれは、その活動を弁護士会や地元の弁護士に引き継いでいきたいものです。

4 多摩地域での法曹養成

三本目の柱は、法曹養成です。

ご承知の通り、弁護士ないし弁護士会は現在、様々な課題に直面しています。このそれぞれの個別課題を克服するためにそれらに対応した取り組みを行うことももちろん大事ですが、そのような課題克服が持続的に行われ、さらに発展をしていくためには、将来の弁護士「界」または法曹界を担う人材を絶えず育成することも大切です。多摩パブでは、法曹養成に「多摩地域の公設事務所として」取り組む意味を

意識し、参加者を所員弁護士に限らずに、多摩地域で活動する弁護士に広く門戸を開いた形での「参加型」の法曹養成を目指しています。また、法曹の卵を対象とした法曹養成の場面においても地域との連携を強く意識し、「地域密着型」の法曹養成を目指しているところです。

(1) 「参加型」の法曹養成

さきほど述べたとおり、刑事弁護の分野においては、当事務所の会議室を利用して、「多摩刑事研究会」「裁判員裁判経験交流会」「多摩地域の支援力向上モデル活動研究会」を定期的で開催しており、毎回、多摩地域の多くの若手弁護士が参加し、活発な議論を行っています。若手はただ参加するだけでなく報告者をつとめることなどもあり、その経験は非常に貴重なものです。霞が関ではない場所でこのような活動が活発に行われる意義は大きく、多摩地域への誇りとプライドを持ちつつも多摩地域外へも広く視野を拡げた真摯な研鑽が、ここでは行われています。

また、若手弁護士の研修に関する近年の取り組みとして、所内にスキルアッププロジェクトチームを立ち上げて、「模擬シリーズ」と呼んでいる3つの模擬研修（①模擬法律相談、②模擬準備書面、③模擬尋問）を行っています。いずれも実演と講評、ディスカッション等をセットで行う研修ですが、他の法律事務所における先例がほとんどなく、試験的な取り組みとして改良を重ねる必要があったことから、これまでは所員弁護士と当事務所のOBのみが参加する形で実施してきました。そしてこれまでの実践を踏まえ、この先は多摩地域で活動する若手弁護士が広く参加できる形に発展させたいと考えています。

このように、多摩パブは「参加型」の法曹養成を目指しています。多摩地域の多くの若手弁護士が集



創立5周年記念行事での事務所活動の展示

う場所と機会を提供し、多摩地域全体の若手弁護士養成の中心的役割を果たしていきたいと考えています。

(2) 「地域密着型」の法曹養成

当事務所では、法曹の卵である学生や司法修習生のサポートも重視し、この方々に向けた「地域密着型」の法曹養成活動も行っています。

まず司法修習に関しては、立川修習が始まって以降、毎年、司法修習生の弁護実務修習の受け入れをしている他、所員は司法修習委員会にも参加し、また多くの司法修習生に「多摩刑事研究会」「裁判員裁判経験交流会」「多摩地域の支援力向上モデル活動研究会」等への参加を呼びかけ、1年を通じて実務を学ぶ機会を提供しています。

次に法科大学院に関しては、多摩パブでは、一橋大学法科大学院とタイアップして、「リーガルクリニック」と題する授業を行っています。この「リーガルクリニック」では、ゼミの全ての学生が参加して月1回の頻度で事例検討会（刑事、一般民事、離婚等のテーマでの模擬法律相談）を行う他、日替わりで1～2名の学生が来所し、所員弁護士の法律相談に同席をしたり、事件記録の検討を行います。さらに、一橋大学と同じく地元多摩地域にある成蹊大学法科

大学院においても、複数弁護士が非常勤講師を務めています。その他毎年、多数の法科大学院から、複数のエクスターンシップ生を受け入れています。なお法科大学院ではありませんが、当事務所の学生アルバイトも、地元中央大学の学生です。

このような課程の中で育った弁護士をはじめとする法曹は、多くは多摩地域に根ざし、この地域と市民を支え、弁護士会活動も支えていくことになるでしょうし、それにとどまらず、その経験を踏まえ新たな時代の司法を担っていくことでしょう。現に、多摩パブから卒業したOB、OG所員は、多摩支部で活発に活動を続けるようになっています。このように当事務所では、「地域密着型」の法曹養成を行い、将来多摩地域に根ざして市民のために活動する法曹を一人でも多く養成したいと考えて活動をしています。

5 最後に

本稿では、多摩パブの3つの柱に沿って多摩パブの活動を紹介してきました。

会内には、最近、「公設事務所はその役割を終えた」との意見も見られます。確かに弁護士は増え、また公設事務所以外で様々な革新的な試みも行われるようになりました。前記意見はそのような前進の反映でしょう。この前進は非常に意義のあることで、公設事務所以外での試みはどんどん広がっていくべきだと考えます。しかし、それでもやはり現段階ではカバーしきれない部分も残っていることも、残念ながらやはり事実なのです。

扶助・国選の報酬が法律事務所経営を安定させる程度になれば、扶助・国選を含むプロボノ的業務も皆で分かち合い、その中でも特に困難案件で不採算となるものの受け皿や新たな取り組みを試みる事務所として「公設事務所」があるという状態になるかもしれませんし、それが理想なのかもしれません。現状はそうではありませんが、そのような中でも「公設事務所」という存在が、そのカバーされていない部分に切り込むことは、弁護士への地域からの信頼を下支えし、最終的には弁護士ないし弁護士会に還元されるものであって、有益な活動だと考えています。

まとめ 東京弁護士会の都市型公設事務所の これまでとこれから

公設事務所運営特別委員会委員 石田 武臣 (20期)

1 弁護士過疎地型のひまわり公設事務所 と都市型公設事務所の誕生

わが国において「公設事務所」というものが、初めて誕生したのは2000年6月のことです。当時、裁判所・検察庁の支部があるのに弁護士がゼロか1人しかいない「弁護士ゼロワン地域」が全国に80ヶ所以上もあり、日弁連は「弁護士ゼロワン地域をなくす」という大きな目標を掲げて全国の会員から特別会費を集めて「ひまわり基金」をつくり、同年6月に島根県石見地域に第1号の「弁護士過疎地型のひまわり公設事務所」を開設したのです。

その後15年間に「ひまわり公設事務所」は北海道・稚内から沖縄・石垣島まで115ヶ所に開設されてきました（現在稼働中64ヶ所、49ヶ所は赴任弁護士が定着、2ヶ所は終了）。その間、弁護士ゼロ地域は2008年に解消し、ワン地域は、何回か解消と再びワンとなることを繰り返しましたが、2015年7月に「最後の弁護士ワン地域」といわれた島根県隠岐地域に「隠岐ひまわり基金法律事務所」が開設され解消されました。

この「弁護士ゼロワン地域解消」の事業に大きな役割を果たし、弁護士過疎地域に赴任する意欲ある若手弁護士を養成して送り出す役割を果たしてきたのが、都市型公設事務所です。都市型公設事務所は、2001年に第1号の大阪弁護士会の「大阪公設法律事務所」（現在は大阪パブリックと改称）が開設され、続いて第二東京弁護士会の「東京フロンティア基金法律事務所」が開設されました。わが東京弁護士会は、2002年6月に「東京パブリック法律事務所」を開設し、続いて「北千住パブリック」「渋谷パブリック」を開設し、さらに2008年に「多摩パブリック」を、2012年は全国初の外国人専門公設「東京パブリック三田支所」を開設しています。

現在まで全国に15ヶ所の都市型公設事務所が開設され運営されています（別表参照）。

2 東弁の都市型公設事務所が 果たしてきた役割

全国15ヶ所の都市型公設事務所は、規模も色々で、掲げている目的・課題もそれぞれ違っていますが、共通している目的は、意欲ある若手弁護士を養成して弁護士過疎地域に送り出すことです。また、都市部においても様々な理由で弁護士に依頼することが困難な人々も沢山いることから（「都市型の過疎・事件過疎」ともいいます）「都市部における人々の法的な駆け込み寺」の役割を果たしてきました。

都市型公設事務所は、全国各地に、養成した数多くの若手弁護士を送り続けてきました。この5～6年間のひまわり公設事務所への赴任者の70%以上、法テラスのスタッフ弁護士の相当数が都市型公設事務所出身の若手弁護士です。その中でも、東弁が果たしてきた役割は非常に大きく、東京パブリックから34名、三田支所から1名、北千住パブリックから17名、臨床教育型の渋谷パブリックからも4名、多摩地域対応型の多摩パブリックからも2名、合計58名もの若手弁護士を全国各地に送り出しています。

東弁の都市型公設事務所の存在なくしては、日本全国の弁護士ゼロワン地域の解消は、まだまだ出来なかつたろうといわれています。

もう一つの共通の課題である「都市の人々の法的駆け込み寺」の役割＝「都市型の過疎・事件過疎」に対応していく役割についても、各事務所のレポートにあるとおり、各事務所が様々な創意と工夫を重ねながら進めており、近年注目されている「地域連携とアウトリーチ」についても、東京弁護士会の都市型公設事務所がその端緒を切り開いてきたといえます。

また、東弁が独自に取り組んできた「刑事対応型」「臨床教育対応型」「多摩のリーガルアクセス対応型」の活動も、弁護士会が果たすべき役割を切り開き続けてきたといえます。

(別表) 全国の都市型公設事務所一覧

東京弁護士会	東京パブリック法律事務所 北千住パブリック法律事務所 渋谷パブリック法律事務所 多摩パブリック法律事務所 東京パブリック法律事務所三田支所	総合型 刑事対応型 臨床教育型 多摩対応型 外国人対応	北海道弁連(札幌)	すずらん基金法律事務所	養成型
第一東京弁護士会	渋谷シビック法律事務所 町田シビック法律事務所	総合型 多摩対応型	東北弁連(仙台)	やまびこ基金法律事務所	養成型
第二東京弁護士会	東京フロンティア基金法律事務所	総合型	横浜弁護士会	かながわパブリック法律事務所	総合型
			大阪弁護士会	大阪パブリック法律事務所	刑事対応型
			兵庫県弁護士会	ひょうごパブリック法律事務所(支所1ヶ所)	刑事対応型
			岡山弁護士会	岡山パブリック法律事務所(支所3ヶ所)	総合型
			広島弁護士会	広島みらい法律事務所(支所2ヶ所)	総合型
			九州弁連	あさかぜ基金法律事務所	養成型

3 東弁の都市型公設事務所の これからの役割・課題

(1) 弁護士過疎・偏在解消の課題はこれからも続く

弁護士も市場原理の自由主義経済の元で生きている以上は、自然のままに任せていたら、弁護士過疎・偏在はなくなることはありません。各地で弁護士ゼロワン地域が復活し続けることとなります。弁護士会が役割をになう政策課題として取り組み続け、意欲をもって赴任しようとする若手の養成に組み続けることによって、はじめて弁護士・弁護士会の社会的責務を果たすことが出来る課題です。

また、裁判所支部レベルでの弁護士ゼロワン地域は解消されましたが、全国の独立簡裁で弁護士ゼロ地域は、まだ48ヶ所も残っており、人口3万人以上の市町村で弁護士ゼロ地域は全国に180ヶ所以上も残っています。

弁護士過疎・偏在解消に向けた取り組みは未だ道半ばであり、これからも続く課題です。

(2) 「都市の人々の法的駆け込み寺」と地域連携の 役割のさらなる進化・発展

各事務所のレポートにもあるとおり、この役割は「駆け込み」を待っているだけでなく、積極的に地域に連携のネットワークを作り、アウトリーチしていくことが試みられています。所属の弁護士の人数から手の回らないこともあり、今後は、地域的に近い若手弁護士にも協力をお願いするなど、様々な形でこの試みをさらに広げていく必要があり、それによって、地域のネットワークのセンター的役割を進化・発展させていき、弁護士の活動分野を広げていくなど、大きな可能性があるのではないかと考えられます。

(3) 日弁連の担当ワーキンググループからの問題提起 と今後の新しい役割

昨年から検討が続けられている日弁連・都市型公設事務所に関する役割ワーキンググループにおいて、今後、各地の都市型公設事務所において果たしていただきたい役割として、新たに、次のような課題が挙げられており、検討が進められています。

- ① 司法過疎地域などの地方自治体への任期付き公務員の派遣とその養成拠点の役割、及び、任期明けの退任者の受け入れの役割
- ② 弁護士任官・任検の候補者の養成と支援、及び、その退任者の受け入れの役割
- ③ 判事補・検事の弁護士職務経験の受け入れ事務所としての役割

上記の①②③の課題・役割は、東弁の4つの都市型公設事務所において、既に、それぞれが可能な方法で取り組んでいるものであり、それぞれ重要な課題です。

しかし、他方で、これらの課題を継続的・系統的に取り組む続けていくことは、各事務所の財政的負担も相当なものとなるため、これらの事業に対して、日弁連として、政策的にどのような財政的支援スキームを準備する必要があるのか、その基本となる方針を確立して取り組む必要があります。

(4) 問われる東弁の力量と真価

東弁の「総合型」「刑事対応型」「臨床教育対応型」「多摩対応型」の4つの都市型公設事務所が、これらの諸課題について、どのように応えていけるのか、東弁の力量と真価が問われているのではないかと、思います。